

○ニセコ町営住宅条例

平成9年7月4日条例第21号

改正

平成12年3月21日条例第15号
平成12年12月27日条例第42号
平成18年3月22日条例第13号
平成19年3月16日条例第15号
平成19年12月21日条例第28号
平成23年3月17日条例第3号
平成24年3月14日条例第13号
平成25年3月14日条例第9号
平成26年3月19日条例第5号
平成31年3月14日条例第6号
令和元年6月21日条例第14号
令和2年3月18日条例第8号
令和3年3月23日条例第11号

ニセコ町営住宅条例

ニセコ町営住宅管理条例（昭和42年ニセコ町条例第22号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 町営住宅等整備基準（第3条の2—第3条の18）

第2章 町営住宅等の管理（第4条—第39条）

第3章 社会福祉事業への活用（第40条—第46条）

第4章 中堅所得者等に供給する住宅としての活用（第47条—第50条）

第5章 駐車場の管理（第51条—第56条）

第6章 雑則（第57条—第65条）

附則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 児童遊園、集会所その他町営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定するものをいう。
- (3) 町営住宅等 町営住宅及び共同施設をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (5) 町営住宅建替事業 町が実施する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (6) 町営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者をいう。
- (7) 高齢者向け町営住宅 町が高齢者の安定した居住の確保及び生活支援を図るために設置する町営住宅で、かつ、60歳以上の高齢者を対象とした生活支援、円滑な介護サービスの利用及び入居者の安全及び安心の確保に資する措置が講じられている住宅をいう。
- (8) 子育て世帯向け町営住宅 居住の安定を図り、子育て支援を行うために整備する町営住宅で、かつ、町内に現に居住し、又は同居する中学卒業までの同居者（妊娠中の者を含む。）を有する世帯に向けて供与する町営住宅をいう。

（町営住宅等の設置等）

第3条 町は、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するため、必要な地に町営住宅等を設置する。

- 2 町長は、前項に定める町営住宅等に加え、高齢者向け町営住宅を設置することができる。

3 町長は、第1項に定める町営住宅等に加え、子育て世帯の居住の安定及び子育て支援を図るため、子育て世帯向け町営住宅を整備し、又は既存の町営住宅の一部を子育て世帯向けとして供与することができる。

4 町営住宅等の名称、位置、戸数等は、規則で定める。

第1章の2 町営住宅等整備基準

(町営住宅等整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める町営住宅等の整備基準は、この章において定めるものとする。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 町営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(町営住宅整備の基準)

第3条の9 町営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 町営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の町営住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 町営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 町営住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 町営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

第3条の10 前条の町営住宅の整備基準に加えて、高齢者向け町営住宅に対し、敷地、住戸の配置、構造及び設備において高齢者の移動の利便性及び安全性に配慮し、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 段差の解消、傾斜路、手すり等の設置その他バリアフリー化の推進すること。
- (2) 居室内及び共用部分の共用空間配置、照明及び表示等により認知的配慮を行うこと。
- (3) 住宅の防火、防犯、衛生及び耐久性に関する措置すること。

(住戸の基準)

第3条の11 町営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利

用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の12 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の13 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の14 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の15 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の16 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の17 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の18 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような

規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 町営住宅等の管理

(入居者の募集)

第4条 町長は、規則で定めるところにより、町営住宅の入居者の公募を行うものとする。

(公募の例外)

第5条 町長は、次の各号のいずれかの事由に係る者を公募を行わず町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 町営住宅の借り上げに係る契約の終了
- (4) 町営住宅建替事業による町営住宅の除却
- (5) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合も含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除去
- (6) 現に町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (7) 町営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号を、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）にあっては、第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、高齢者向け町営住宅及び子育て世帯向け町営住宅に入居できる者の条件等は、規則で定

める。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4,000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者資格の特例）

第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号ロに掲げる町営住宅に入居することができる者は、同条各号（老人等にあつては、同条第1号を、被災者等にあつては同条第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生した日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 前条に定める入居資格に加えて、子育て世帯向け町営住宅に入居することができる者は、子育て世帯であることを要するものとする。

（入居の申込み等）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとするものは、規則の定めるところにより、町長に入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者（以下「入居申込者」という。）のうちから入居者を決定するものとする。

3 町長は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

4 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に当該町営住宅の借上げ期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

（入居者の選考及び決定）

第9条 町長は、入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、当該入居申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考し、入居者を決定するものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため住宅に困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前各項に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、別に規則で定める町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で、規則で定める要件を備えている者及び規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
(選考の特例)

第9条の2 前条にかかわらず、高齢者向け町営住宅及びへの入居については、申込みを行う高齢者の生活状況等に配慮し、次に定める基準に沿って優先的選考し、入居を決定することができる。

- (1) 要介護又は要支援の認定を受けている者で地域における生活支援を要する者
- (2) 独居高齢者で生活支援が必要と認められる者
- (3) 高齢者世帯で住宅に関して著しい困窮状況にある者

2 町長は、子育て世帯向け町営住宅の入居選考に際し、子育て世帯のうち、小児の年齢、ひとり親世帯、妊娠中の世帯等に配慮して優先して入居を決定することができる。ただし、選考する際の優先順位の具体的な基準及び優先の具体的な方法は、規則で定めるものとする。

3 前2項における優先入居の選考については、当該選考の公正性を確保するため、必要に応じて関係書類の提出を求め、申込みの内容の確認を行うことができる。
(期限付入居)

第9条の3 町長は、前条第2項の規定により子育て世帯向け町営住宅の入居者を決定する場合にあっては、規則で定める期限（当該子育て世帯向け町営住宅が既に町が借上げした町営住宅であるときは、当該期限又は当該既存借上住宅の借上げに係る契約期間の末日のいずれか早い日。以下この条において「入居期限」という。）を付して入居者を決定するものとする。

2 前項の規定による入居の決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限の到来によって、その効力を失う。ただし、町長は、入居期限の到来前において、期限付入居決定を受けた入居者から住宅を明渡す旨の申出があったときは、この限りではない。

3 町長は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、入居期限が到来する日の6か月前までに当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知を行うものとする。

4 前項の通知を受けた入居者（当該通知を受けた後に次項の規定により入居期限を延長

されたものを除く。)は、入居期限までに当該子育て世帯向け町住宅を明渡さなければならない。

- 5 町長は、期限付入居決定を受けた入居者から入居期限が到来する日までに明渡すことができないやむを得ない事情がある申出を受けたときは、入居期限を延長することができる。ただし、当該子育て世帯向け町営住宅が既に借上された町営住宅であるときは、借上げ契約により設定された期間を超えることができない。

(入居補欠者の選考等)

第10条 町長は、第9条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないとき又は次の公募の前に入居者のいない町営住宅があるときは、前項の入居補欠者からその順位に従い入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第11条 入居決定者は、町長が入居を決定した日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。
- (2) 第18条に規定する敷金を納付すること。
- 2 町長は、入居決定者が規則で定める要件に該当するときは、前項第1号の請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 3 町長は、入居決定者にやむを得ない事情があることにより第1項に規定する期間内に同項第1号の請書を提出することができないと認めるときは、同号の手続の期間を別に定めることができる。
- 4 町長は、入居決定者が第1項の手続をその期間内にしないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。
- 5 町長は、入居決定者が第1項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を指定して入居許可書を交付するものとする。
- 6 入居決定者は、前項の規定により指定された入居可能日から規則で定める期間以内に町営住宅に入居しなければならない。

(同居の承認)

第12条 入居者は、現に入居している町営住宅の入居の際に同居した親族以外の者（入居決定後において入居者又は同居者が出産した子を除く。）を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合であっても、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該承認後の入居者の収入が第6条第2号に定める金額を超えることとなるとき。
- (2) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 当該同居させようとする者が当該入居者の親族でないとき。
- (4) 当該同居させようとする者が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

(入居の承継)

第13条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している町営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合であっても、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより、引き続き町営住宅に居住することが必要であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該承認を得ようとする者の同居していた期間が1年に満たないとき。
- (2) 当該入居後の入居者の収入が313,000円を超えることとなるとき。
- (3) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- (4) 当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、町長に収入を申告しなければ

ならない。

- 2 入居者は、前項の規定による収入の申告をした場合において、同居者の人数の増減その他の特別の事情があったときは、規則で定めるところにより、町長に収入を申告することができる。
- 3 町長は、前2項の規定による収入の申告に基づき入居者の収入の額を認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。ただし、前項の規定により収入を申告した入居者の特別の事情が一時的なものその他の規則で定めるものであるときは、町長は、同項の規定による収入の申告に基づく収入の額の認定をしないこととすることができる。
- 4 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、町長は、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正し、入居者にその旨を通知するものとする。

(家賃の決定)

第15条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定した入居者の収入（同条第4項の規定により認定を更正したときは当該更生後の収入。第23条及び第25条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で次の式により算出した額とする。ただし、入居者から前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

計算式	$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$
-----	--

2 前項の家賃算定基礎額は次の表に掲げる額とする。

収入階層	入居者の収入	家賃算定基礎額	区分
I	0円～104,000円	34,400円	一部減免対象
II	104,001円～123,000円	39,700円	
III	123,001円～133,000円	45,400円	

	9,000円		
IV	139,001円～158,000円	51,200円	
V	158,001円～186,000円	58,500円	収入超過者 (一部高額所得者)
VI	186,001円～214,000円	67,500円	
VII	214,001円～259,000円	79,000円	
VIII	259,001円～	91,100円	

- 3 第1項の市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数は、規則で定める。
- 4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、規則で定める方法により算出した額とする。
- 5 前各項にかかわらず、高齢者向け町営住宅における家賃及び敷金その他入居者が負担すべき費用は、近傍同種の住宅の家賃等を基準として、入居者の収入及び高齢者に係る特別な事情を考慮して規則で定める。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する特別な事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別な事情があるとき。

(家賃の徴収等)

第17条 町長は、第11条第5項の入居可能日から入居者が町営住宅を明渡した日（第

26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、その明渡しの日を期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡した請求の日。次項において同じ。)までの間、入居者から家賃を徴収するものとする。

2 入居者は、毎月25日(月の途中で明渡した場合は、明渡した日)までに、町長にその月分の家賃を納付しなければならない。

3 新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第39条第1項の規定による届出をしないで町営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長は、入居者が明渡した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第18条 町長は、入居決定者から第11条第5項の入居可能日の属する月の家賃(前条第3項の日割計算による場合にあっては、その基礎となる1月の家賃)の2月分に相当する額を敷金として徴収するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において敷金の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居決定者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居決定者又は入居時に同居しようとする者が病気にかかっているとき。

(3) 入居決定者又は入居時に同居しようとする者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

3 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者が町営住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第19条 町営住宅等の修繕(破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。)に要する費用は、町の負担と

する。

2 入居者の責に帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、入居者が町長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、借上げに係る町営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。

(入居者の負担する費用)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、町長がその費用の全部又は一部を負担することが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理並びに排水管の清掃に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持及び運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、町営住宅等の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由によって、町営住宅等が滅失、又はき損したときは入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第22条 入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

2 入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

3 入居者は、町営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合であって町長の承認を得たときは、この限りでない。

4 入居者が前項ただし書きの承認を得ずに町営住宅を模様替し、又は増築したときは、当該入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

5 入居者は、町営住宅を引き続き30日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(収入超過者等に対する措置等)

第23条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第

6条第2号の金額（第3項において「収入超過基準額」という。）を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き313,000円（次項において「高額所得基準額」という。）を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、前2項の規定により収入超過者又は高額所得者として認定している者から第14条第2項の規定による収入の申告があった場合において、当該収入の申告に基づき同条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が収入超過基準額又は高額所得基準額を超えないこととなったときは、当該入居者の収入超過者又は高額所得者としての認定を取り消し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

4 入居者は、第1項又は第2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、町長は、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正し、入居者にその旨を通知するものとする。

（収入超過者の明渡し努力義務）

第24条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

（収入超過者に対する家賃）

第25条 第23条第1項の規定により認定された収入超過者（同条第4項の規定による認定の更正によって収入超過者とされた者を含む。）の町営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、次項で定める方法により算出した額とする。

2 前項の規定による町営住宅の次の表の左欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から第15条の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同条の規定による家賃の額を加えた額とする。

年度	入居者の収入
----	--------

	158,000円～186,000円	186,000円～214,000円	214,000円～259,000円	259,000円～
初年度（前項の規定により当該町営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）	1/5	1/4	1/2	1
初年度の翌年度	2/5	2/4	1	1
初年度の翌々年度	3/5	3/4	1	1
初年度から起算して3年度を経過した年度	4/5	1	1	1
初年度から起算して4年度以上を経過した年度	1	1	1	1

3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

（高額所得者に対する明渡請求）

第26条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者に次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において、同項の期限までにその申出があったときは、同項の期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第27条 第23条第2項の規定により認定された高額所得者（同条第4項の規定による認定の更正によって高額所得者とされた者を含む。）の町営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第25条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 第16条及び第17条の規定は、前項の家賃について準用する。

3 前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さないときは、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 前条第1項の期限が到来した場合又は町営住宅を明渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分として徴収すべき金銭は日割計算による。

5 前条第1項の期限が到来しても町営住宅を使用している者が第39条第1項の規定による届出をしないで町営住宅を立ち退いたときは、町長は、その者が明渡したを認定し、その日までの金銭を徴収する。

(住宅のあっせん等)

第28条 町長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、町長は、その入居を容易にするよう配慮するものとする。

(期間通算)

第29条 町長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の町営住宅に入居させた場合における第23条から前条までの規定の適用については、その者が町営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき町営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の町

営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 町長は、第34条第1項の規定による申出をした者を町営住宅建替事業により新たに整備された町営住宅に入居させた場合における第23条から前条までの規定の適用については、その者が当該事業により除却すべき町営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第30条 町長は、第14条第3項の規定による収入の認定、第16条（第25条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第26条第1項の規定による明渡請求、第28条のあっせん等又は第34条に規定する町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

(建替事業の施行に関する入居者への通知)

第31条 町長は、法第37条第1項の規定により作成した建替計画（同条第7項の規定による建替計画の変更を含む。以下同じ。）について国土交通大臣の承認を得たときは、当該建替計画に係る町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の入居者（その承認があった日における入居者（建替計画の変更について承認を得たときは、当該変更により新たに除却すべき町営住宅となったものの入居者及び除却すべき町営住宅でなくなったものの入居者）に限る。）に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 建替計画
- (2) 建替計画に係る国土交通大臣の承認年月日
- (3) その他規則で定める事項

(建替事業に伴う説明会等の実施)

第32条 町長は、町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の入居者に対し、当該事業の説明会等を実施するものとする。

(建替事業による明渡請求等)

第33条 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する町営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該町営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡し

を請求することができる。この場合において、町長は、当該請求に係る者に対して、必要な仮住居を提供するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第34条 町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者(当該事業に係る建替計画について法第37条第1項(同条第7項で準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で当該事業の施行に伴い当該町営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。)は、当該事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、町長が30日を下らない範囲内で当該町営住宅の除却前の最終の入居者ごとに定める期間内に、規則で定めるところにより、町長にその旨を申し出なければならない。

2 町長は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、当該期間を通知するものとする。

3 町長は、当該入居者からその者に係る第1項の期間内に同項の規定による入居の申出があったときは、その者を新たに整備される町営住宅に入居させるものとする。

(建替事業に伴う移転料の支払)

第35条 町長は、町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者が当該町営住宅を明渡したときは、別に定めるところにより、その者に法第42条の規定による移転料を支払うものとする。

(建替事業に係る家賃の特例)

第36条 町長は、第34条第3項の規定により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 町長は、法第44条第3項の規定により用途を廃止する町営住宅の除却に伴い

当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の明渡請求)

第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、町営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が、第12条、第13条、第21条及び第22条第1項から第4項までの規定に違反したとき。
- (5) 入居者が正当な事由がなくて30日以上町営住宅を使用しないとき。
- (6) 入居者が第62条の勧告に従わなかったとき。
- (7) 町営住宅の借上げ期間が満了したとき。

2 前項の規定による請求を受けた者は、速やかに町営住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付された家賃の額との差額に法定利率の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5 町長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、入居者にその旨を通知するものとする。

6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に

代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をするものとする。

- 7 第27条第4項及び第5項の規定は、第3項及び第4項の金銭について準用する。この場合において、第27条第4項中「前条第1項の期限が到来した場合」とあるのは「第38条第1項の請求があった場合」と、同条第5項中「前条第1項の期限が到来しても」とあるのは「第38条第1項の請求を受けても」と読み替えるものとする。

（町営住宅の検査）

第39条 町営住宅を明け渡そうとする者は、10日前までに町長に届け出て、町営住宅監理員又は町長が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の町営住宅を明け渡そうとする者は、第22条第3項ただし書きの規定により町長の承認を得て町営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査前に自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第3章 社会福祉事業への活用

（社会福祉法人等の使用）

第40条 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認めるときは、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅を当該社会福祉法人等に使用させることができる。

- 2 前項の規定により社会福祉法人等に町営住宅を使用させる場合における当該町営住宅の管理については、この章に定めるところによる。

（使用の手続）

第41条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長の定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面をもって、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請のあった日から30日以内に当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対し、使用を許可するときは許可する旨及び町営住宅の使用可能日を、許可しないときは許可しない旨及びその理由を通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により使用を許可するときは、その許可に条件を付することができる。

(使用料)

第42条 町営住宅を第40条第1項の規定により使用する場合は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。

2 前条第2項の規定により使用の許可を受けた社会福祉法人等（以下「許可法人等」という。）は、町営住宅を現に使用する者から前項の使用料を超える額の家賃相当額（当該使用する者がそれぞれ負担する家賃相当額の合計額）を徴収してはならない。

(使用状況の報告)

第43条 町長は、町営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、許可法人等に対し、町営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第44条 許可法人等は、第41条第1項の規定による申請の内容に変更を生じたときは、その変更の生じた日から15日以内に、町長にその旨を報告しなければならない。

(使用許可の取消)

第45条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 町営住宅建替事業の施行に伴い町営住宅を除却するとき。
- (3) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

(管理に関する規定の準用)

第46条 第17条、第19条、第22条及び第39条の規定は、社会福祉法人等に使用させる場合の町営住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「許可法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条第1項中「第11条第5項の入居可能日」とあるのは「第41条第2項の使用可能日」と、「第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡し請求があったときはその明渡し期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡し請求の日」とあるのは「第45条の規定による使用許可の取り消しがあったときは、使用許可の取り消しの日」と、同条第3項中「町営住宅に入居した」とあるのは「町営住宅の使用を開始した」と、第22条第

1 項中「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

第4章 中堅所得者等に供給する住宅としての活用

(中堅所得者等の使用)

第47条 町長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者（以下「中堅所得者等」という。）に使用させることが必要であると認めるときは、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅を当該中堅所得者等に使用させることができる。

2 前項の規定により中堅所得者等に町営住宅を使用させる場合における当該町営住宅の管理については、この章に定めるところによる。

(特定優良賃貸住宅法に基づく管理)

第48条 町長は、町営住宅を前条第1項の規定により使用させるときは、当該町営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理するものとする。

2 前条第1項の規定により町営住宅を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。

(1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条各号に掲げる者であること。

(2) 暴力団員でないこと。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があるときは、当該親族が前号に掲げる条件を具備する者であること。

(家賃)

第49条 中堅所得者が町営住宅を第47条第1項の規定により使用する場合の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。

(管理に関する規定の準用)

第50条 第8条、第11条から第13条まで、第17条、第18条第1項、第3項及び第4項、第19条から第22条まで、第31条、第33条第1項前段、第2項及び第3項、第38条並びに第39条の規定は、中堅所得者等に使用させる場合の町営住宅の管

理について準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第48条第2項」と、第17条第1項中「第26条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第33条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

第51条 町営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理については、この章に定めるところによる。

（使用者資格）

第52条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居者（第40条第1項及び第47条第1項の規定により町営住宅を使用する者を含む。以下この章において同じ。）又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第38条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

（使用の申込み等）

第53条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、町長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）にその旨及び使用可能日を通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る駐車場の使用者を決定したときは、当該使用決定者に当該駐車場の借上げ期間の満了時に当該駐車場を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、別に定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別の事情がある場合で駐車場の使用が必要であると認めるときは、町長は、他の者に優先して当該入居者又は同居者に使用させることができる。

（使用料）

第54条 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で規則で定める額とする。

2 前項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 駐車場の整備に要した費用（当該費用のうち国の補助に係る部分を除く。）を期間20年及び利率年6分で毎年元利均等に償却するものとして算出した額

(2) 町長が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額

(3) 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第3条第3項に規定する台帳に記載された固定資産の価格（駐車場が借上げに係るものであるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格）に100分の4を乗じて得た額

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、必要があると認めるとき。

(2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場に改良を施したとき。

4 町長は、駐車場の使用者に別に定める特別の事情があると認めるときは、当該駐車場の使用料を減免することができる。

（明渡請求）

第55条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

(1) 使用者が第52条に規定する使用者資格を失ったとき。

(2) 使用者が不正の行為によって駐車場の使用許可を受けたとき。

(3) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。

(4) 使用者が駐車場を故意にき損したとき。

(5) 使用者が第21条及び次条において準用する第22条第1項から第4項までの規定に違反したとき。

(6) 使用者が正当な事由がなくて30日以上駐車場を使用しないとき。

(7) 駐車場の借上げ期間が満了したとき。

(8) 前各号のほか町長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、使用者にその旨を通知するものとする。

(管理に関する規定の準用)

第56条 第17条、第22条、第33条、第34条及び第39条の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条第1項及び第4項、第22条、第33条第1項及び第3項並びに第39条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、第17条第1項中「第11条第5項の入居可能日」とあるのは「第53条第2項の使用可能日」と、「第26条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第56条において準用する第33条第1項」と、「第38条第1項」とあるのは「第55条第1項」と、同条第3項中「町営住宅に入居した場合又は町営住宅」とあるのは「駐車場の使用を開始した場合又は駐車場」と、同条第4項中「第39条第1項」とあるのは「第56条において準用する第39条第1項」と、第22条第1項中「入居」とあるのは「使用」と、同条第2項中「住宅」とあるのは「駐車場」と、第33条第1項中「仮住居」とあるのは「仮駐車場」と、第34条第1項中「町営住宅の」とあるのは「駐車場の」と、「町営住宅に入居」とあるのは「駐車場の使用」と、同条第3項中「入居」とあるのは「使用」と、「その者を」とあるのは「その者に」と、「町営住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、第39条第2項中「第22条第3項ただし書」とあるのは「第56条において準用する第22条第3項ただし書き」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(町営住宅監理員及び町営住宅管理人)

第57条 町営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、町営住宅等を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、町営住宅監理員を置く。

2 町営住宅監理員は、町長がその職員の中から任命する。

3 町長は、町営住宅監理員の事務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。

4 前3項に規定するもののほか、町営住宅監理員及び町営住宅管理人に関し必要な事項は、町長が定める。

(立入検査)

第58条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査をする場合において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第59条 町長は、町営住宅等の用に供されている土地の一部について、その用途又は目的を妨げない場合に限り、規則で定めるところにより、その使用を許可することができる。

(意見の聴取)

第60条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、ニセコ町の区域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くことができる。

(1) 第8条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(2) 第12条第1項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとする場合 同居させようとする者

(3) 第13条第1項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(4) 第47条第1項の規定による使用をさせようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(5) 第53条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居者及び同居者

2 町長は、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(町長への意見)

第61条 警察署長は、町営住宅の入居者又は同居者について暴力団員であると疑うに足

りる相当な理由があるときは、町長に対し、その旨の意見を述べることができる。

(勧告)

第62条 町長は、第60条第2項の規定による意見又は前条の意見が述べられた場合であって町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して町営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(関係機関との連携)

第63条 高齢者向け町営住宅の入居者が入居後において、生活支援又は介護の必要性が生じた場合には、必要に応じて関係機関等（地域包括支援センター、保健機関、医療機関、福祉関係機関、地域の介護事業者及び民生委員等をいう。）との連携を図り、入居者の生活支援及び緊急対応体制の確保に努めるものとする。

2 町長が必要があると認めるときは、高齢者向け町営住宅における生活支援サービス等の提供のために社会福祉法人その他の団体と協定を締結することができる。

(過料)

第64条 不正の方法により町営住宅に入居した者は、5万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第65条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、第5条から第7条まで、第12条から第16条まで及び第21条から第38条までの規定は適用せず、廃止前のニセコ町営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第4条、第12条から第14条まで、第18条から第21条まで及び第24条の規定は、なおその効力を有する。

3 第15条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の規定による家賃の決定に関し

必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、この条例の例により行うことができる。

- 4 平成10年4月1日において現に附則第2項の町営住宅に入居している者（同日に入居した者を除く。）の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第15条第1項本文又は第25条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の額（第16条（第25条第2項、第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により家賃の減免をする場合は、当該減免後の額。以下「新家賃の額」という。）が、旧条例第12条若しくは第14条の規定による平成10年3月分の家賃の額（旧条例第19条の規定により割増賃料を納付することとされている場合は当該割増賃料の額を加えた額、旧条例第13条の規定により家賃の減免をしている場合は当該減免後の額。以下「旧家賃の額」という。）を超える場合にあっては、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によって行われた請求、手続その他の行為は、この条例の相当規定によって行われたものとみなす。

附 則（平成12年3月21日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月27日条例第42号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条、第34条、第48条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

2 この条例による第6条の改正規定は平成12年10月1日から、第40条の改正規定は平成12年6月7日から適用する。

附 則（平成18年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則（平成19年3月16日条例第15号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月17日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

2 ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成8年ニセコ町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「管理」を削る。

附 則（平成26年3月19日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第6号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年度における第14条第3項の規定により認定された入居者の収入の額が158,000円を超え200,000円未満となる入居者が、令和2年度以後において引き続き改正後の第25条第2項の規定の適用を受ける場合は、同項の表年度欄中「初年

度」とあるのは「令和2年度」とする。

附 則（令和2年3月18日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日条例第11号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。